

令和5年第3回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和5年6月13日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和5年6月13日

4. 出席議員（14名）

1番 藤本健太	2番 世良将生
3番 水原耕一	4番 福垣内邦治
5番 光本一也	6番 中島数宜
7番 尺田耕平	8番 竹爪憲吾
9番 沖田ゆかり	10番 片川学
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 大瀬戸宏樹	14番 時光良造

5. 欠席議員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

副町長	岩田秀次
教育長	平岡弘資
総務部長	西村隆雄
住民生活部長	西川伸一郎
健康福祉部長	時光良弘
建設農林部長	堂森憲治
教育部長	隼田雅治
総務部次長	西岡隆司
住民生活部次長	福嶋春樹
健康福祉部次長	西村ゆり

建設農林部次長	宗 像 雅 充
建設農林部技術次長	寺垣内 栄 作
教 育 部 次 長	立 花 太 郎
財 務 課 長	多久見 良 数
政策企画課長	須 賀 雅 彦
産業観光課長	近 藤 光 宏
収納管理課長	堀 野 准
防災安全課長	花 岡 秀 城
生活環境課長	熊 野 孝 則
高齢者支援課長	井 原 志保里
子育て支援課長	佛 圓 至 裕
健康推進課長	桐 木 和 義
農林緑地課長	中 原 幸 成
都市整備課長	渡 部 貴 幸
会 計 課 長	福垣内 哲 治

~~~~~〇~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |         |
|---------|---------|
| 議会事務局長  | 榎 並 正 和 |
| 議会事務局書記 | 尾 濱 宏 教 |

~~~~~〇~~~~~

8. 議 事 日 程 (第 1 号)

開 会 宣 告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 5 報告第 2号 専決処分した損害賠償の額の報告について
- 日程第 6 議案第30号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案  
について
- 日程第 7 議案第31号 熊野町税条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 8 議案第 3 2 号 熊野町手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 3 3 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（近藤秀樹）
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（福垣内信行）
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（庄賀深雪）
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（橋川勝則）
- 日程第 1 3 議案第 3 7 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（菅尾寛治）
- 日程第 1 4 議案第 3 8 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（井尻隆雄）
- 日程第 1 5 議案第 3 9 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（中村家隆）
- 日程第 1 6 議案第 4 0 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（住川由子）
- 日程第 1 7 議案第 4 1 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（木原哲男）
- 日程第 1 8 議案第 4 2 号 熊野町農業委員会委員の任命の同意について（空田忠）
- 日程第 1 9 議案第 4 3 号 令和 5 年度熊野町一般会計補正予算（第 2 号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

（開会 9 時 3 0 分）

○議長（時光） ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年第 3 回熊野町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、4 番、福垣内議員、5 番、光本議員、6 番、中島議員の 3 名を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（時光） これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より 2 3 日までの 1 1 日間にしたいと思います。ですが、これに御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より 2 3 日までの 1 1 日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、副町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩します。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） 諸般の報告をいたします。

5月22日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第126号の最終校正を行いました。

5月23日、令和5年度町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、議長と副議長が出席しました。研修内容は、「町村議会の課題と今後の展望について」として、大正大学社会共生学部教授、江藤俊昭氏、「町村こそデジタルを住民のためのデジタル活用方」として、NPO法人ブロードバンドスクール協会理事、若宮正子氏、「地方議会とハラスメント」として、朝日新聞社コンテンツ編制本部次長、三島あずさ氏により講演が行われました。

5月25日、広島県町議会議長会定例議長会議が開催され、議長が出席しました。主な協議事項として、任期満了に伴う役員の改選について協議をされました。

5月29日、令和5年度第1回安芸地区消防運営協議会が、安芸消防署矢野出張所で開催され、議長が出席いたしました。主な議題として、「令和4年度安芸地区の消防事務の負担額について」及び「令和4年度安芸地区の予防業務の概況」等について協議をされました。

6月1日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件2件について協議を行いました。

6月4日、山の日イベント開会式が、ベイサイドビーチ坂で開催され、議長が出席しました。

6月8日、議会運営委員会が開催され、令和5年第3回熊野町議会定例会の議事運営等について協議をしました。

6月11日、熊野町身体障がい者福祉大会が町民会館において開催され、議長が出席し祝辞を述べました。

続きまして、議長宛てに陳情書が提出されておりますので御紹介いたします。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料を御覧ください。

2月28日、「庁舎内における職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金を自粛するよう求める陳情」の提出についてが、自由と民主主義を守る会代表、頭本三朗氏から提出されております。

5月15日、「国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情」の提出についてが、インボイス制度を考えるフリーランスの会代表、阿部伸氏から提出されております。

5月17日、「防衛予算の大幅増額を決定した政府方針の撤回と米軍による低空飛行および日米軍事共同訓練の実施中止を求める陳情」が、大軍拡・大增税NO！広島県連絡会代表、神部泰氏から提出されております。

5月23日、「全国靈感商法対策弁護士連絡会の不当な声明に対する陳情」が、政治参加と信教の自由を守る会、頭本三朗氏から提出されています。

諸般の報告は以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、報告第1号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。副町長。

~~~~~〇~~~~~

○副町長（岩田） 報告第1号、繰越明許費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

令和4年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた繰越明許費につきましては、国の令和4年度補正予算により措置された事業など、年度内に終了できなかった12事業、合わせて2億7,851万1,000円を令和5年度に繰り越いたしました。

事業の主な内容を別紙繰越計算書により款別に御説明いたします。

まず、総務費は、「筆の里工房事業」におきまして、工房の受電設備更新のための費用として530万6,000円。

民生費は、「生活保護一般事務事業」におきまして、生活保護世帯の医療扶助資格確認をオンライン化するための改修費用として200万円。

衛生費は、「新型コロナワクチン接種事業」におきまして、接種希望者へ円滑なワクチン接種を実施するための費用として5,298万7,000円。

農林水産業費は、「農業基盤整備事業」におきまして、ため池廃止に伴う下流水路を整備するための費用として580万円。

土木費は、国庫補助金を受けて実施する事業についてそれぞれ計上しており、「避難路整備事業」や「筆の里工房周辺整備事業」など、5事業合わせて1億557万8,000円。

最後に、教育費でございますが、「中学校大規模改造事業」におきまして、熊野中学校西校舎のトイレを改修するための費用、また「町民会館施設管理事業」におきまして、講堂の天井を改修するための費用など、3事業合わせて1億684万円をそれぞれ繰り越したものでございます。

なお、財源につきましては、国の交付金や、令和4年度に同意された地方債など、必要な財源を合わせて繰り越ししております。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ただいまの報告に対する質問はありませんか。ありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（時光） 以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第5、報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 報告第2号、専決処分した損害賠償の額の報告につきまして、報告理由を御説明申し上げます。

専決処分した損害賠償に係る事故につきましては、令和5年4月14日、町内在住の個人が自動車で町道を走行中、歩行者を避けるため道路側溝にかかるグレーチングに乗り進んだ際、固定されていないグレーチングをタイヤが跳ね上げ、車両に損傷を負わせ

たものでございます。この損傷について、損害賠償額を10万3,429円として示談が成立したことから、専決処分したものでございます。

ここに御報告申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ただいまの報告に対する御質問はありませんか。質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（時光） それでは、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第6、議案第30号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案について議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第30号、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、令和2年9月定例会において、新型コロナウイルス感染症に関する防疫作業等を行った職員に対して、特定の手当を支給する議決をいただいたところですが、このたび、5月8日から新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザと同等の5類に変更されたことを受け、当該規定を廃止するため必要な改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） このコロナウイルスに感染された方に対する職員の手当なんですけれども、作業に従事した方が1日につき3,000円で、また長時間にわたり作業をされた方が4,000円ということなんですけど、実際にこの手当を支給された職員さんがいらっしゃるのかどうか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~  
○総務部次長（西岡） この特殊勤務手当でございますが、本町においては手当の実績は  
ございません。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~  
○議長（時光） これより日程第7、議案第31号、熊野町税条例の一部を改正する条例  
案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~  
○副町長（岩田） 議案第31号、熊野町税条例の一部を改正する条例案につきまして、  
提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、令和5年  
7月1日以降施行分についての税条例の改正でございます。

主な改正内容は、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードについて課税  
対象として明確化することや、森林環境税の導入に伴う改正などがございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。



〇議長（時光） 福嶋住民生活部次長。

〇住民生活部次長（福嶋） 議案第31号、熊野町税条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が、令和5年3月31日に公布され、令和5年4月1日施行分は専決処分により対応させていただきましたが、令和5年7月1日以降の施行分について、熊野町税条例に所要の改正を行うものでございます。

お手元の資料2を御覧ください。

まず、1の主な改正内容ですが、（1）の特定小型原動機付自転車の電動キックボードについては、令和5年7月1日より3輪以上のものもバイクの50cc区分と同区分の2,000円で課税をさせていただくものでございます。

（2）の森林環境税の導入に伴う改正は、令和6年1月1日から森林環境税が町民税と一緒に課税されることになり、その徴収方法等について、町民税と一緒に賦課徴収することや、納税通知書への記載方法、給与や年金の特別徴収における規定等を定めたものです。なお、森林環境税の税率は1,000円となります。

（3）の軽自動車税の賦課徴収の特例は、軽自動車税の環境性能割及び種別割において、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に変更するものでございます。

（4）の個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の簡素化は、毎年最初に給与の支払いを受ける日の前日までに申告書を提出することとされておりますが、その内容について前年と異動がない場合においては、当該異動がない旨を記載した申告書を提出することができるという簡素化の規定等がなされたものでございます。

（5）のその他条文整理等は、法律の改正に伴う関係条項のずれ、字句の修正などでございます。

2の施行期日につきましては、（1）は令和5年7月1日、（2）及び（3）は令和6年1月1日、（4）は令和7年1月1日でございます。

説明は以上です。

〇議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。



はきちんとされたところがありまして、購入店でかなり、例えばミラーがちゃんとついでとかんといけんとか、あとブレーキのこととかというふうに、かなり整備のことについての規制がきちんとなっていないと走れない。免許がなくても走れるんですけども、16歳以上でないとだめだとかというふうになってますので、そこは電動のキックボードを買うときに、やはりはっきりしてますので、逆にそういうものも販売されていることが例えばネットとかであるみたいなんですけど、だから、逆にそういうのは注意するようにということで、そういう部分は確かにネットで購入するということはあるんですが、ちょっとなかなかその部分については、知らずに乗って、整備対象のものが準備されてないという部分のものを公道で乗られることがあるかもしれないんですが、確かにその部分まではちょっと厳しいかもしれませんが、一応販売店等では適正に判断されていると思いますので、今次長が話しましたように、ホームページとか、あと広報でさせていただけたらというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 分かりました。悪意がなくて、知らずにということがやはりあろうかと思っておりますので、その点、販売店の協力を得られるような周知方法もよろしく願います。終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） これより日程第8、議案第32号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第32号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例案につきましては、本年5月に、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されたことに伴い、1ヘクタール未満の盛土等の許可審査、中間・完了検査及び監督処分等の事務について広島県からの権限移譲が予定されておりますことから、当該許可申請の審査に要する手数料等について規定を加えるものでございます。

詳細につきましては都市整備課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 渡部都市整備課長。

~~~~~○~~~~~

○都市整備課長（渡部） それでは、議案第32号、熊野町手数料条例の一部を改正する条例の詳細につきまして御説明申し上げます。

お手元の資料13ページの資料3、熊野町手数料条例一部改正についてを御覧ください。

1、改正の理由は、宅地造成等規制法が宅地造成及び特定盛土等規制法に改正されました。今後、町が審査事務等の権限移譲を受けることで、危険な盛土等の把握や対応の初動が迅速化され、窓口が身近になることで住民監視による危険な盛土等に対する抑制効果が期待できます。ついては、移譲事務を受けるに当たり手数料を新たに定める必要があることから、熊野町手数料条例の改正を行うものでございます。

2、権限移譲の内容は、盛土規制法に係る1ヘクタール未満の許可審査、中間・完了検査、監督処分等の事務が移譲されます。

3、改正の内容は、熊野町手数料条例別表第1に次の事項を追加いたします。

法律名は、宅地造成及び特定盛土等規制法。手数料を徴収する事務は、宅地造成、特

定盛土及び土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査。名称は、宅地造成等工事の許可申請手数料。手数料の額は表のとおりでございます。手数料の額は、切土、盛土または土石の堆積する土地の面積の区分に応じ定めます。

4、施行期日は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行いたします。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 全協でも質問させていただいたんですけれども、町内の盛土団地の危険度調査が終わったら住民に説明をするということでしたが、いつ頃になる予定か、分かれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 説明につきましては、危険なものが要はあった場合ということになるんですけれども、これについてまだ明確な時期については県と調整してまたさせていただく形になろうかと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) お諮りします。

これより日程第9、議案第33号から、日程第18、議案第42号までの熊野町農業委員会委員の任命の同意についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第33号から、日程第18、議案第42号までを一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(時光) これより日程第9、議案第33号から、日程第18、議案第42号までを一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長(岩田) 議案第33号から議案第42号までの熊野町農業委員会委員の任命の同意につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

今回、御審議いただく議案は、現在の農業委員の任期が7月19日をもって満了するため、新たに委員を任命することについて、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものでございます。

まず、議案第33号、近藤秀樹氏につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第6項において、「農業委員の任命にあたっては農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない」というふうに規定されておりますことから、中立的な立場から農業委員の職務を適切に行うことができる方であると考え、任命しようとするものでございます。

続きまして、議案第34号から議案第42号の福垣内信行氏、庄賀深雪氏、橋川勝則氏、菅尾寛治氏、井尻隆雄氏、中村家隆氏、住川由子氏、木原哲男氏、空田忠氏につきましては、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その

他農業委員会の掌属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる適任者として考え、任命をしようとするものでございます。

御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） これは反対するもんじゃないんですが、議会に承認を求めらるんであれば、ちょっとこの経歴のところもちょっと何かしら書かれるべきもんじゃないんかと思うんですよね。農業に関する者という文言だけで議会に承認せえというのは、ちと乱暴なような気がしますが、どう思われますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 経歴についての内容なんでございますけども、今回の農業委員の選任ということで、基本的な農業に関する者だけを抜粋したような経緯になっております。

おっしゃることは、全般の経歴等が分かるものがあつたほうがいいんじゃないかという御指摘だろうと思っておりますけども、そのあたりにつきましても、要は応募していただく段階でも農業に関する者であつたりということが要件。あと刑罰等につきましてもは審査対象になっておりますけども、そこらは警察のほうの照会ということでクリアをしておるということもありますので、現時点では経歴について、農業のみを載せておる状況なんですけども、ここはちょっと経歴の在り方については、ちょっとまた研究してまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 片川議員。

~~~~~○~~~~~

○10番（片川） ほかの経歴はどうでもいいんですよ。農業に関する者とうたつてある

わけですよね。この農業委員の選出ですからね、農業に関するもの、経歴を1つ、2つ、代表的なものを書くべきじゃろうと思いますよ。それなくして農業に関する者と、これを議会が承認したんじゃと。これは誰が責任を取るんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） おっしゃる経歴について、どれぐらいの耕作をしておるとか、そういったものも載せておけばよいのだろうとは思っておりますけども、一括して農業に関するということで、かなり抽象的な表現になっておることがいかがかということだと思っておりますが、募集の過程で何反以上つくっておらなければいけないとか、そういう制約等がないということから、この方が何反の耕作をしておるとかということまで、それを生産農家としてやっておるかとかということまで、要はそこまでは載せてないといえますか、そういった基準になってないので、そこは農業に従事しているという観点からだけ載せているということで、御理解いただければと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 皆さん、立派な方を出してらっしゃると期待をしておりますが、少し時間がまだ35分しかたっておりませんので、農業行政全体のことも含めて御質問申し上げます。

町内の農地を見てもみますと、市街化区域の中はどんどん宅地化をしております。市街化調整区域、今までは、農地は開発を抑制するという方向で考えておったと思うわけですが、今熊野町に来ている圧力というのは、宅地開発、住宅地開発がどんどん入ってきております。きっと業者さんもどんどんそれを目指してこられていると思いますので、ぜひ農業委員の方にも、そういう農業だけに関わらず、地域開発の視点を持っていらっしゃる方を選んでいただく必要が出ていますと。

と申しますのは、今私もちよっと取り組んでおるんですが、宅地の広さ、形によって、宅地開発の効率性、将来に向けての優良住宅になるかどうか、随分違ってまいります。自分の土地だけを宅地化するとミニ開発ばかりの土地になってまいります。そういう意味では、合わせた地域開発という視点も、農業を推進するというよりは熊野町の実態



はいかに市街化するかという時代に入っておるように思うんですが、この農業委員の方の中にそういう視点を持っていらっしゃる方は、推選要素の中に入っておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 具体的に応募の要件として農業振興であるとか、要は地域開発とかといった部分で細かく制限があるわけではございませんけども、実際応募された方の中にはそういった視点をお持ちの方もいらっしゃるようには考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ぜひそういう人材も含めて。と申しますのは、私、8年前ほどに農業委員をさせていただいております。そのときに、愛媛大学の野菜工場を見学に行っております。そのときの御指導いただいた仁科先生、今学長になっていらっしゃいますが、全面的に協力するよということで、この中で何人かは御同行した人はおられますけども、トマトを要はつくって売るわけですね。流通まで含めて考えておられまして、坪当方で50万円ぐらいの年間売上げがあると、年間を通してつくれるんですが、いいなという感動の言葉もいただいたわけですが、その以降、全く種が出ないと。その中で亡くなった方もおられるものですから、そういう意味で、今まで研修もしながら積み上げてきたものも受け継いでいただいて、熊野町という土地柄からしますと、大規模な農業というのは難しいんですね。生産効率の上がった付加価値のある野菜であり何かをつくるかと。あとは農です。自分が食べるだけつくと。家庭菜園。このあたりも真剣に議論いただくためにも、これ今年度の予算の中に研修費などが入っておりません。ぜひこのあたりは補正で組んでいただいて、積極的な、本気になっていただく農業委員を育てていただくようお願いしたいんですが、いかがでございませうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） そのあたりは農業委員といいますか、熊野町の農業の在り方と

ということも関連してまいりますので、適宜、そういった機会があれば、そういったものにも取り組んでまいるように考えていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 少し補足をさせていただきます。

まずこの農業委員の選出方法でございますが、これは今説明がありましたように、立候補、もしくは推薦というふうになっておりますので、規程に基づいて募集をした結果、まず定数ちょうどになったということはあるんですが、その中で、我々が先ほど説明しましたように、確認する事項、先ほどの議員の質問にも該当するんですけども、まず1人は農業関係に全く関係がない人を選ばなくてはならないという規程があるというふうに申し上げたと思います。それから、それ以外の方は、農業に関して識見があるということから、この資料がそういう資料になっているということで、まずそれは御理解いただきたいと思うんですが。

今言われたような議員さんの多角的な視点というのは必要でございますので、そういう面からいうと、片川議員が言われますように、この経歴の中にそれ以外のものもちょっと考えたらどうかというのは、そのような御指摘もちょっと検討する必要があるのかなというふうにも感じてます。資料ですので、十分検討したいと思っております。どうぞよろしくをお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ありがとうございます。

今まで農業委員会というのは都市化を抑制する方向に動いておりました。ただ、都会では生産緑地も含めて市街化をさせる方向に動いております。なぜかといいますと、効率的な考え方、自主財源を増やすという視点でございますね。もうかる町にすると。ということになりますと、農業だけのジャンルじゃないですね。総合計画の中で農業をどう位置づけるか。だから、土地、熊野の土地でございますから、必ず有効に使う方法、そういう視点も踏まえて、農業委員会、頑張っていたきたいと思っております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第33号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第34号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第34号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第35号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第35号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第36号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第36号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第37号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第37号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第38号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第38号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第39号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第39号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第40号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第40号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第41号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第41号については原案のとおり同意することに決定しました。

続いて議案第42号について採決します。

本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(時光) 異議なしと認めます。

よって、議案第42号については原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

再開は10時40分。

(休憩 10時18分)

(再開 10時40分)

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第19、議案第43号、令和5年度熊野町一般会計補正予算（第2号）  
についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 議案第43号につきまして、御説明を申し上げます。

令和5年度熊野町一般会計補正予算（第2号）案につきましては、既定の歳入歳出予  
算の総額にそれぞれ1億9,499万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を98  
億5,168万8,000円とするものでございます。

それでは、その主な内容を歳入予算から御説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

14款・国庫支出金の1項・国庫負担金では、3目・衛生費負担金におきまして、新  
型コロナウイルスワクチン接種の財源として、新型コロナウイルスワクチン接種対策費  
国庫負担金4,313万4,000円の増額でございます。

次の、2項・国庫補助金では、1目・総務費補助金におきまして、物価高騰などに対  
応するための事業の財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,  
888万5,000円の増額。2目・民生費補助金におきまして、生活保護基幹システ  
ムを改修するための財源として、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金31万9,0  
00円の増額。3目・衛生費補助金におきましては、ワクチン接種の体制を確保するた  
めの財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金2,89  
2万8,000円の増額でございます。

15款・県支出金の2項・県補助金では、2目・民生費補助金におきまして、社会福  
祉事業者に対する支援金を交付するための財源を計上しており、項全体で674万5,  
000円の増額でございます。

それでは、10ページ、11ページをお開きください。

3項・県委託金では、5目・教育費委託金におきまして、県内指定校に選ばれた熊野  
東中学校区における道徳教育の実践研究に係る費用の財源として、道徳教育推進拠点地

域事業委託金 39 万円の増額。

続きまして、17 款・1 項の寄附金では、1 目・一般寄附金におきまして、企業版ふるさと納税の寄附実績に基づき 500 万円の増額。

18 款・繰入金の 2 項・基金繰入金では、1 目・財政調整基金繰入金におきまして、予算の収支均衡を図るため 3,185 万 6,000 円の増額。

20 款・諸収入の 5 項・1 目・雑入では、社会保険料納付金 5,000 円の増額でございます。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。

12 ページ、13 ページをお開きください。

2 款・総務費の 2 項・企画費では、交通輸送対策事業におきまして、原油価格高騰などの影響を受けている路線バス事業者を支援するための費用として、351 万 8,000 円の増額。

中段の、3 款・民生費、1 項・社会福祉費では、こちらも原油価格や物価高騰などの影響を受けている福祉事業所を支援するための費用を計上しており、まず障害者総合支援事業において、障害者福祉事業所等に対する支援金として 275 万 8,000 円、介護保険一般事業において、介護保険事業所に対する支援金として 1,373 万 4,000 円をそれぞれ増額しております。

下段の 2 項・生活保護費では、生活保護一般事務事業において、生活扶助基準の改定に伴う生活保護基幹システムの改修費用として 63 万 8,000 円の増額でございます。

14 ページ、15 ページを御覧ください。

3 項・児童福祉費では、保育所等運営事業において、物価高騰などの影響を受けている保育施設等を支援するための費用 1,049 万 4,000 円の増額でございます。

下段から次ページにかけて記載しております 4 款・衛生費の 1 項・保健衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業におきまして、接種実施期間の 1 年延長に伴う費用として 7,206 万 7,000 円の増額。

16 ページ、17 ページ中段の、6 款・1 項・商工費では、商工振興事業におきまして、生活者支援と地域経済の活性化を目的とした割引クーポン券を全世帯に発行するための費用 8,700 万円の増額でございます。

下段の、9 款・教育費、1 項・教育総務費では、学校教育振興事業におきまして、第二小学校を中心とした熊野東中学校区で、道徳教育の実践研究を実施するための負担金

として39万円の増額でございます。

最後に、18ページ、19ページをお開きください。

4項・学校給食費では、学校給食事業におきまして、物価高騰などの影響の中、給食を提供する事業者への補助金として439万3,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

光本議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（光本） 13ページをお願いします。先日の全協のときに御質問させていただいたことなのですが、介護保険一般事業の中で、原油価格物価高騰対策の支援金という内容に、これ対象になってない町内の養護老人ホームがございます。ぜひとも養護老人ホームも対象に入れていただきたいという質問・要望いたしました。そのときに健康福祉部長のほうから検討するという答弁をいただいております。その後の検討状況等をよろしくお願ひしたいと思ひます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） 前回の御質問を受けまして、私ども、この事業に関しましては広島市と安芸郡4町で同じ内容でいきたいと考えておりますので、その1市3町に意向を確認しました。広島市は対象にされるということでございました。これに併せて、海田町さんと坂町さんはその施設がないもので考えてないということですが、府中町さんは広島市の意向と同じような対応をするという意向でしたので、本町といたしましても、ちょっとお時間をいただくようになろうかと思ひますけど、前向きな方向で検討させていただくように調整しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 光本議員。





されると思うんですね。それに関しては、9月議会なりで補正予算を組まれるということでもよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 積算いたしまして、不足するようでしたらまた補正でお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） せっかく教育長がいらっしゃるんで、額は小さいんですが、例の道徳教育の推進に関して、小学校でもされていらっしゃるようにも思いますし、この目的を少し具体的に御説明いただけんかと思うんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） この事業につきましては、熊野町の行政方針の重点目標の1つに、思いやりの深化というものを挙げております。そうした中で、熊野町の児童生徒に道徳教育の充実を図って、より思いやりの深化を図っていきたいというふうに考えているところです。

この事業につきましては、実は、昨年、一昨年度も熊野東中学校区で指定を受けておりました。それら2年間の取組の中で成果を上げてきたわけですが、その取組をさらに充実させていきたいというところで、県教委と協議をしまして、昨年度、一昨年度は熊野東中学校が拠点校だったんですけれども、今年度、来年度は熊野第二小学校のほうを拠点校として、東中学校区のほうで道徳教育の取組をさらに進め、町内全体にも波及効果を期待しているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 道徳の中の思いやり、ある意味では惻隱の情というんですかね、相手を思いやる心という。日本人にとっては昔は非常に美德とされた心持ちというか、心なんですけど、最近の社会情勢を見ておりますと、なかなかそういう心よりもお金のほうが優先した行動が、要は誘惑に負けてしまうという表現はあれでしょうけれども、そのあたりでは大変大切な時期の教育だと思うんですが、これ何年ぐらい続けていらっしやるんでしたっけ。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 今回の道徳教育の指定につきましては、2年前、令和3年度、4年度から指定を受けているところでございます。とは言いながらも、道徳教育につきましてはもう随分前から町の道徳教育推進協議会において取組を進めているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） その中で、なかなかこれ結果が図りにくいジャンルでございますね。これは道徳というのがスポットライトを浴びたのは、たしか教育長の改革、要は町長と教育委員会の間柄とか、安倍総理の時代にいろんな流れの中で出てきたものだと思うんですが、そういう思いやり以外には、例えば今のしていることと悪いことの区別、基準というのを自分なりに育てる力。要は教育というのは人から教えられるもんじゃないですね。自分から育っていくもんですね。気づかないと育たない。要は、教えた、教えた、教えたというても相手に伝わってないと教えたことにならないと。そのあたりで実感はいかがでございますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） まさに自己指導力といいますか、自分で自分を育てていく、そのあたりが大きなテーマでございますけども。確かに今言われたとおりで、なかなか評価がしにくいところはございます。ただ、この道徳教育を進めていく上で大事にしたいところ

は、いわゆる価値の押し付けをするのではなくて、子供たちがしっかりと自分なりに考えて、判断して、それを行動化していくことだと思っております。そうした中で、学校の中でいわゆる友達としっかりと話し合ったりとか、あるいは他の教科との結びつきも考えながらしっかりと実践をしていく。その中で自己指導力を高めていくというところを考えているところでございます。

まだまだ評価しにくいところはございますけども、少しずつそういうところが醸成しているのかなというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私自身、ちょっと実感でございますが、日本というのは同調圧力が強い国でございます。みんながどんどん攻めてくると、しょうがないかなという傾向が出るんです、どうしても。これは多分何百年の歴史もあるし、非常に。ただ、今時代的に求められる人材というのは、創造力のある子だろうと思うんですね。今あるものをぶちめいで、次の価値観をつくれる人。その種として、ぜひ子供らに植え付けていただく。

で、予算的にこの30万で足りませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） この39万の中身的なものにつきましては、本年度は立命館大学の荒木教授を新たな講師として招聘しまして、子供たちがしっかりと、今言われた自立に向けて学習を深めていくというところに取り組んでいるところですので、一応この額でしっかり頑張っていこうと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ぜひ頑張る中で、足らねばぜひ県にも申し入れていただきながら、立命館と聞きますと白川静さん、文字学者がおられますね。ぜひその先生、白川先生とお

知り合いかどうか分かりませんが、あの先生の生きざま、ぜひ受け継ぎながら、要は学生運動の中でも彼は研究を進めました。中国の文字を読み解いた男です。「サイ」という文字を日本人が読み解いたんですよ。熊野町は文字文化をやるといいながら、そういう人材とのネットワークがまだまだできておりませんので、ぜひそういう種を増やして、根を増やして、深く。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○9番（沖田） 商工振興事業、住民の生活を支援するための割引クーポン券ですが、これ大変好評なんですけれども、住民さんの手元に届く時期が分かれば教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 現在、今からプロポーザル等で事業所を選定したりとか、クーポン券を印刷したりとか、そのあたりがございまして、一応今のところ10月以降での実施を考えております。大体実施の二、三週間前には郵便局のほうから郵送で送れるようにしたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 同じく17ページ、6款・商工費の1項・商工振興費の熊野町地域経済応援クーポン事業に関してなんですが、どうでしょうかね、これについては皆さんもらえるものはもらえるということで、好評というのはよく存じてはおるんですけども、これぶっちゃけ、ばらまきみたいなものなんですが、今年度もこれを続けなければいけないほど、企業所得なり、個人所得というのは低迷されてるんでしょうか、本町については。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

○産業観光課長（近藤） このたびが新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して実施するんですけれども、その中で国が示しています推奨メニューといたしまして、消費支え等を通じた生活者支援ということで、エネルギー、食品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してのプレミアム商品券という例が出ておりますので、そのあたりも含めて今年度実施させていただいております。

以上です。

○議長（時光） 尺田議員。

○7番（尺田） おおむね6割ぐらいが国からの交付金だろうと思うんですけれども、一般財源ですよ、町からの支出というのが3,600万円ということで、これ大きい額ではあるんですけれども。どうなんだろう、この点、定例会だったか、全員協議会だったかで僕が指摘させていただいたと思うんですが、費用対効果なり考えますとか、研究しますとかいう話だったんですが、費用対効果というのはどのように考えておってでしょうか。

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

○産業観光課長（近藤） 費用対効果につきましてはちょっとなかなか難しい部分がございます、町といたしましては、当然利用された部分については経済効果があるのではないかと考えているんですけれども、それを実施した後の事業者のアンケートで効果というのは検証しております。その中で、やはり売上げが実感できたとか、実施してもらってよかったという意見をたくさんいただいておりますので、そういった意味で効果があったのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（時光） 尺田議員。

○7番（尺田） あとこの券の発行については先ほどプロポーザルで募集するということだったんですけども、プロポーザルでやる理由というのをちょっと教えていただきたいんですが。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 単に金額だけではなくて、より住民にとって使い勝手のよい、利便性のよいクーポン券事業を実施するため、民間業者からよりよい提案を受けるプロポーザル方式にしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） そこまでする必要があるのかなと思うんですけども、役所としては、熊野町としては一般財源部分をいかに減らすかというのが僕は大事だと思っておるんですけども、町の支出というか、住民負担みたいなものなのでそう思うんですが、いつも旅行会社さんを通して発券されとるんですけども、そうすることによって旅行会社さんのほうにマージンというか、仲介手数料みたいなのが発生して、それは無駄だと思うんですよね。これだけ大量のものを発注するのであれば、印刷会社さんに直接契約するべきではないのかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 個別に契約するということになりましたと、個人情報取扱いであったりとか、あとはどうしても事務が煩雑になってしまうところがございますので、今まで印刷であったりとか、郵送については郵便局さんになってしまうんですけども、それ以外の部分については一体的に対応するという意味で、一括の委託とさせていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） どうなんだろう、仲介業者さんを通せば、そういった事務ミスとかあんないったものが起こらないという見解なんではないでしょうか、今の答弁を聞くと。どうなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） いや、事務が起こらないというよりは、いろんなところに委託するよりは一括でさせていただいたほうが利便性もよくなりますし、何かあったときに一元的に対応できるということで、一括の委託とさせていただいております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 一括で委託、印刷会社1か所に一括でお願いというのはできないんじゃないでしょうか。どの程度の印刷会社に刷っていただいているのかよく分からないのですが、どうなんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） 印刷業者さんのほうでということは今指摘いただいたんですけども、まずプロポーザルといいましても、もちろん金額もその審査の対象になっております。金額もですね。プロポーザルですから、普通の入札と違うのは、金額以外の審査項目があるということになるんですけども、まず最初に、プロポーザルをする際に印刷業者を排除はしてません。ですから、申込みがあれば当然その方もエントリーできるということがあります。

ただ、これは印刷してやるだけじゃなくて、もちろん印刷でいえば偽造防止とか、そういった機能を加えるということもあるんですけども、それ以外に、あとこれを換金するシステムまで全部必要になってまいりますので、お金を全部集計して、それを、券を今度

は引き取って、今度はお金に換金して払う、そういう事務まで全部含まれるので、印刷業者さんは参加されないのかなというふうには感じてます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（尺田） 要は、仲介手数料のようなものもったいないというのを言いたいんですけども、どうでしょうかね、クーポン券についてはもう何回も取り扱っているのですが、その辺のノウハウというのは担当者のほうはあるとは思いますが、まあいいです。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） ほかにありませんか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 私は一般質問でクーポンの件は質問しておりまして、まだまだ改善する要素があるかと思うんですが。今、マイナンバーは町内で何%普及しておりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 西川住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（西川） 交付率になるんですけども、87%ぐらいにいらっていると思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（時光） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 87、約9割ですね。だから、世帯数からすると1万からすれば9,000件ぐらいはいらっているということになるかと思うんですが。このお金は1世帯当たり配るお金になるかと思うんですけども、マイナンバーも何かエラーが随分出ております。そういう意味では、試しにマイナンバーをもとに振込のチャレンジをしてみると。要は600円が10枚ですから、6,000円ですね。というのをやってみたら、どんな状態に今マイナンバーがなっとるか、町内で。わしは検索できると思うんですが、



いかがでしょうか。

〇議長（時光） 西川住民生活部長。

〇住民生活部長（西川） マイナンバーの振込は、マイナンバーに口座を登録された方はできるんですけども、ただその前に、やはり今の例えばクーポン券事業で、クーポン券のお金を振り込んでもらいたいというような、まず意思表示をしてもらわないといけないんです。というか、全ての口座振込をしてもらう仕組みとしては、まず一旦そういう仕組み、申出というかそれがあって、それをもとに町のほうが口座情報を取りにいつていう仕組みになってまして、マイナンバーカードの登録されている口座情報を取るということについてはですね。なので、そこの仕組みを活用するというのは確かにあるんですけども、ちょっと今の段階ではまだクーポン券のほうも考えられないところですし、まだそういうことまでは考えておりません。

以上です。

〇議長（時光） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） いずれにしてもデジタル化は必須ですから、そういうエラーがどこにあるかをチェックする意味も含めて。マイナンバーはそういう意味での位置づけもあったでしょう。困窮者のために振り込むという目的も本来あるんですよ。だから、ぜひ課題を整理してみてください。2,000万余りの費用が上がるんですよ、業者に頼んだら。だから、このたびに電通も含めていろいろな問題が出てるでしょう。こういうのを改善する意味では、ほんとシスイを町民、直に送るためのマイナンバーですよ、これは。ぜひ御検討いただきたいと思います。

〇議長（時光） ほかにありませんか。ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（時光） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（時光） これをもって討論を終結します。

これより議案第43号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（時光） 異議なしと認めます。

よって、議案第43号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会といたします。

（散会 11時11分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員